

令和4年3月第1回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 招 集 告 示 | 2月 18日 (金) |
| (2) 開 会 | 3月 1日 (火) |

2 提出案件

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 報 告 | 1 件 |
| 〔 1 専 決 処 分 〕 | 1 件 |
| (2) 議 案 | 33 件 |
| 〔 1 条 例 〕 | 10 件 |
| 2 基本構想の策定 | 1 件 |
| 3 予 算 | 9 件 |
| 4 補 正 予 算 (先議議案) | 1 件 |
| (新型コロナウイルス感染症対策関係) | |
| 5 市道の認定等 | 2 件 |
| 6 市の境界変更等 | 2 件 |
| 7 補 正 予 算 (追加議案) | 6 件 |
| 8 人 事 (最終日提出) | 2 件 |
| (3) 諮 問 | 1 件 |
| 〔 1 人 事 (最終日提出) 〕 | 1 件 |
| 計 | 35 件 |

提出案件一覧

報告

【専決処分 1件】

- 1 報告第 5号 専決処分の報告について（和解について）

議案

【条例 10件】

- 1 議案第 2号 土浦市職員定数条例の一部改正について
- 2 議案第 3号 土浦市基金設置条例の一部改正について
- 3 議案第 4号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- 4 議案第 5号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 5 議案第 6号 土浦市下水道条例の一部改正について
- 6 議案第 7号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 7 議案第 8号 土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 8 議案第 9号 土浦市督促手数料の廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 議案第 10号 土浦市条例の読点の表記を改める条例の制定について
- 10 議案第 11号 土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止について

【基本構想の策定 1件】

- 1 議案第 12号 第9次土浦市総合計画基本構想を定めることについて

【予算 9件】

- 1 議案第 13号 令和4年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第 14号 令和4年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第 15号 令和4年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第 16号 令和4年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第 17号 令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第 18号 令和4年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第 19号 令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 8 議案第 20号 令和4年度土浦市下水道事業会計予算
- 9 議案第 21号 令和4年度土浦市水道事業会計予算

【補正予算 1件】＜新型コロナウイルス感染症対策関係＞（先議議案）

- 1 議案第 22号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第15回）

【市道の認定等 2件】

- 1 議案第 23号 市道の路線の認定について
- 2 議案第 24号 市道の路線の廃止について

【市の境界変更等 2件】

- 1 議案第25号 市の境界変更について
- 2 議案第26号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

【補正予算 6件】（追加議案）

- 1 議案第27号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第16回）
- 2 議案第28号 令和3年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第29号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 4 議案第30号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 5 議案第31号 令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）
- 6 議案第32号 令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）

【人事 2件】（最終日提出）

- 1 議案第33号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について
- 2 議案第34号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について

諮 問

【人事 1件】（最終日提出）

- 1 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和4年第1回市議会定例会 報告

【専決処分 1件】

1 報告第 5号 専決処分の報告について（和解について）

公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和3年12月27日（月）午前10時30分頃
事故発生場所	土浦市東若松町3994番2地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	公用車（高齢福祉課用務中）が県道64号線を走行中、店舗駐車場から進入してきた車両に接触し、双方の車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額23,071円（相手方損害認定額115,355円×20%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和4年2月1日

令和4年第1回市議会定例会 議案

【条例 10件】

1 議案第 2号 土浦市職員定数条例の一部改正について

改正の趣旨	定年引上げに係る改正地方公務員法の施行を見越した消防職員定数の増
改正の主な内容	<p>● 職員の定年引上げに伴う消防職員の定数の引上げに係る改正</p> <p>・地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることにより、消防職員の定数が現在の条例における上限を上回る見込みであることから、改正法の施行前に引上げを行う。</p> <p>（職員の定数）</p> <p style="text-align: center;">消防職員 185人 → 216人</p>
施行期日	令和4年4月1日

2 議案第 3号 土浦市基金設置条例の一部改正について

改正の趣旨	土浦市国民健康保険財政調整基金の運用益金の処理に関する条項の削除
改正の主な内容	<p>● 運用益金の条項の削除</p> <p>・土浦市国民健康保険財政調整基金の運用から生じる収益について、保健施設事業の経費に充当する場合がないことから、運用益金の処理の条項を削除する。</p>
施行期日	公布の日

3 議案第 4号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

改正の趣旨	茨城県国民健康保険運営方針の改定等に伴う改正																																
改正の主な内容	<p>● 県内市町村の賦課方式を2方式に統一することに伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の算定方式について、現状の3方式（所得割・均等割・平等割）を2方式（所得割・均等割）に改めることから、世帯別平等割の規定を削除し、均等割額を改正する。 <p>(旧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>支援分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.26%</td> <td>2.36%</td> <td>2.04%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>22,800円</td> <td>7,600円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>28,300円</td> <td>9,500円</td> <td>6,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">➡</p> <p>(新)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>支援分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.26%</td> <td>2.36%</td> <td>2.04%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>28,000円</td> <td>9,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>● 地方税法の一部改正に伴う未就学児の均等割の減額措置の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の均等割を5割減額する規定を設ける。 <p>● 均等割5割軽減を18歳まで引き上げる改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市独自の政策により、小学生から18歳（高校生相当まで）の均等割を減免する規定を設ける。 など 		医療分	支援分	介護分	所得割	7.26%	2.36%	2.04%	均等割	22,800円	7,600円	9,100円	平等割	28,300円	9,500円	6,400円		医療分	支援分	介護分	所得割	7.26%	2.36%	2.04%	均等割	28,000円	9,000円	10,000円	廃止			
	医療分	支援分	介護分																														
所得割	7.26%	2.36%	2.04%																														
均等割	22,800円	7,600円	9,100円																														
平等割	28,300円	9,500円	6,400円																														
	医療分	支援分	介護分																														
所得割	7.26%	2.36%	2.04%																														
均等割	28,000円	9,000円	10,000円																														
廃止																																	
施行期日	令和4年4月1日																																

4 議案第 5号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について

改正の趣旨	土浦第二小学校児童クラブの増設に伴う改正														
改正の主な内容	<p>● 待機児童解消のため土浦第二小学校第3児童クラブを増設</p> <p>(旧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土浦第二小学校第1児童クラブ</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>土浦第二小学校第2児童クラブ</td> <td>38人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">➡</p> <p>(新)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土浦第二小学校第1児童クラブ</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>土浦第二小学校第2児童クラブ</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>土浦第二小学校第3児童クラブ</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3児童クラブの床面積 $67.41 \text{ m}^2 \div 1.65 \text{ m}^2 \approx 40 \text{ 人}$ ※条例による設備基準 定員40人以下 1人あたり面積 1.65 m^2</p>	名称	定員	土浦第二小学校第1児童クラブ	38人	土浦第二小学校第2児童クラブ	38人	名称	定員	土浦第二小学校第1児童クラブ	38人	土浦第二小学校第2児童クラブ	38人	土浦第二小学校第3児童クラブ	40人
名称	定員														
土浦第二小学校第1児童クラブ	38人														
土浦第二小学校第2児童クラブ	38人														
名称	定員														
土浦第二小学校第1児童クラブ	38人														
土浦第二小学校第2児童クラブ	38人														
土浦第二小学校第3児童クラブ	40人														
施行期日	令和4年4月1日														

5 議案第 6号 土浦市下水道条例の一部改正について

改正の趣旨	下水道法施行令の一部改正等に伴う改正																								
条例の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 引用する根拠法令の条項ズレの整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市下水路の構造の基準の根拠法令 第17条の10 → 第17条の13 ● 新設ポンプ場を別表に追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土浦市東筑波新治工業団地ポンプ場を追加 <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土浦市亀城ポンプ場</td> <td>土浦市東崎町13番24号</td> </tr> <tr> <td>土浦市桜川ポンプ場</td> <td>土浦市桜町四丁目6番35号</td> </tr> <tr> <td>土浦市塚田ポンプ場</td> <td>土浦市田中三丁目4番35号</td> </tr> <tr> <td>土浦市川口ポンプ場</td> <td>土浦市川口二丁目9番21号</td> </tr> <tr> <td>土浦市港ポンプ場</td> <td>土浦市港町二丁目6番12号</td> </tr> <tr> <td>土浦市川口川ポンプ場</td> <td>土浦市有明町2番5号</td> </tr> <tr> <td>土浦市紫ヶ丘ポンプ場</td> <td>土浦市紫ヶ丘1番地1</td> </tr> <tr> <td>土浦市木田余ポンプ場</td> <td>土浦市木田余1100番地1</td> </tr> <tr> <td>土浦市新川ポンプ場</td> <td>土浦市湖北一丁目10番30号</td> </tr> <tr> <td>土浦市藤沢中継ポンプ場</td> <td>土浦市藤沢3685番地</td> </tr> <tr> <td>新設 土浦市東筑波新治工業団地ポンプ場</td> <td>土浦市本郷20番地23</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	土浦市亀城ポンプ場	土浦市東崎町13番24号	土浦市桜川ポンプ場	土浦市桜町四丁目6番35号	土浦市塚田ポンプ場	土浦市田中三丁目4番35号	土浦市川口ポンプ場	土浦市川口二丁目9番21号	土浦市港ポンプ場	土浦市港町二丁目6番12号	土浦市川口川ポンプ場	土浦市有明町2番5号	土浦市紫ヶ丘ポンプ場	土浦市紫ヶ丘1番地1	土浦市木田余ポンプ場	土浦市木田余1100番地1	土浦市新川ポンプ場	土浦市湖北一丁目10番30号	土浦市藤沢中継ポンプ場	土浦市藤沢3685番地	新設 土浦市東筑波新治工業団地ポンプ場	土浦市本郷20番地23
名称	位置																								
土浦市亀城ポンプ場	土浦市東崎町13番24号																								
土浦市桜川ポンプ場	土浦市桜町四丁目6番35号																								
土浦市塚田ポンプ場	土浦市田中三丁目4番35号																								
土浦市川口ポンプ場	土浦市川口二丁目9番21号																								
土浦市港ポンプ場	土浦市港町二丁目6番12号																								
土浦市川口川ポンプ場	土浦市有明町2番5号																								
土浦市紫ヶ丘ポンプ場	土浦市紫ヶ丘1番地1																								
土浦市木田余ポンプ場	土浦市木田余1100番地1																								
土浦市新川ポンプ場	土浦市湖北一丁目10番30号																								
土浦市藤沢中継ポンプ場	土浦市藤沢3685番地																								
新設 土浦市東筑波新治工業団地ポンプ場	土浦市本郷20番地23																								
施行期日	令和4年4月1日																								

6 議案第 7号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

改正の趣旨	国民年金法等の改正に伴う改正
条例の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金担保貸付事業等の廃止に係る改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度末に新規貸付の申込受付が終了となる年金担保貸付事業に関する部分を削除する。
施行期日	令和4年4月1日

7 議案第 8号 土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について

条例の趣旨	行政手続きの簡素化を図るための押印廃止に係る関係条例の改正
条例の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 土浦市職員のサービスの宣誓に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書を任命権者の前で記入する方法から、任命権者への提出に改める。 ・ 宣誓書様式の押印を廃止する。 ● 土浦市固定資産評価審査委員会条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査申出書等の押印を廃止する。 ● 土浦市火入れに関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火入許可申請書様式の押印を廃止する。
施行期日	令和4年4月1日

8 議案第 9号 土浦市督促手数料の廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について

条例の趣旨	督促手数料の廃止のための関係条例の改正
条例の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 土浦市税条例 ● 土浦市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例 ● 土浦都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 ● 土浦市農業集落排水事業分担金に関する条例 ● 土浦市介護保険条例 ● 土浦市後期高齢者医療に関する条例 <p>・督促手数料に係る事務の廃止により，徴収事務等の効率化を図る。</p>
施行期日	令和4年4月1日

9 議案第10号 土浦市条例の読点の表記を改める条例の制定について

条例の趣旨	文化審議会建議「公用文作成の考え方」に基づく条例の一括改正
条例の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の条例における読点の表記を「，（コンマ）」から「、（テン）」へ一括改正 <p>・文化庁の諮問機関である文化審議会が文部科学大臣に建議した「公用文作成の考え方」に基づき，公用文の読点は，「、（テン）」を用いることを原則とする。</p>
施行期日	令和4年4月1日

10 議案第11号 土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止について

条例の趣旨	現行制度移行前の旧制度による退職年金受給について，経年により該当する者がなくなったことに伴う廃止
施行期日	公布の日

【基本構想の策定 1件】

1 議案第12号 第9次土浦市総合計画基本構想を定めることについて

【参考】 市議会の議決すべき事件に関する条例

- 3 市が総合的かつ計画的な市政運営を図るために定める基本構想の策定又は変更に関すること。

基本構想	まちの将来像を定めるとともに、将来像を実現するための政策の方針を体系的に示す。
主な内容	<p>序論</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>第2節 計画の構成と期間</p> <p>第3節 計画の進行管理</p> <p>基本構想</p> <p>第1章 本市の現状と課題</p> <p>第1節 社会経済情勢等の変化</p> <p>第2節 本市の現状</p> <p>第3節 市民意見の取りまとめ</p> <p>第4節 本市の現状を踏まえた課題の取りまとめ</p> <p>第2章 まちの将来像</p> <p>第1節 将来像</p> <p>第2節 人口の見通し</p> <p>第3節 土地利用の考え方</p> <p>第3章 リーディングプロジェクト</p> <p>リーディングプロジェクト1 子どもが夢と希望を持ち、生き生きと育つまちづくり</p> <p>リーディングプロジェクト2 未来につなげる「地域の宝」を生かしたまちづくり</p> <p>リーディングプロジェクト3 暮らしやすさ、働きやすさが人を呼ぶまちづくり</p> <p>リーディングプロジェクト4 安心な市民生活を支える災害に強いまちづくり</p> <p>第4章 基本目標</p> <p>基本目標1 心豊かに住み続けることのできるまちづくり</p> <p>基本目標2 未来につなげる魅力あるまちづくり</p> <p>基本目標3 「しごと」を核とした活力のあるまちづくり</p> <p>基本目標4 全ての市民が安心して暮らせるまちづくり</p> <p>基本目標5 多様性を認め合い、包容力を育むまちづくり</p> <p>基本目標6 ふれあいとあたたかさにあふれる福祉のまちづくり</p> <p>基本目標7 未来につなげる環境にやさしいまちづくり</p> <p>基本目標8 効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり</p>
計画期間	令和4年度～令和13年度

【予算 9件】

- 1 議案第13号 令和4年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第14号 令和4年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第15号 令和4年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第16号 令和4年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第17号 令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第18号 令和4年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第19号 令和4年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 8 議案第20号 令和4年度土浦市下水道事業会計予算
- 9 議案第21号 令和4年度土浦市水道事業会計予算

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別	令和4年度	令和3年度	比較
一般会計	52,650,000	49,720,000	2,930,000
特別会計計	41,450,000	41,080,000	370,000
公共用地先行取得事業	574,616	370,732	203,884
駐車場事業	129,804	132,293	△ 2,489
国民健康保険	14,215,732	14,289,386	△ 73,654
後期高齢者医療	2,208,668	2,073,562	135,106
介護保険	12,404,772	12,126,762	278,010
農業集落排水事業	113,214	121,299	△ 8,085
下水道事業	7,224,628	7,335,185	△ 110,557
水道事業	4,578,566	4,630,781	△ 52,215
合計(全会計)	94,100,000	90,800,000	3,300,000

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和3年度	比 較
歳 入	市税	22,593,055	21,556,275	1,036,780
	地方譲与税	496,425	479,307	17,118
	各県税交付金	4,161,939	3,651,591	510,348
	地方特例交付金	139,570	438,847	△ 299,277
	地方交付税	4,010,745	3,859,376	151,369
	分担金及び負担金	363,868	376,314	△ 12,446
	使用料及び手数料	1,339,394	1,379,733	△ 40,339
	国庫支出金	9,174,399	8,041,900	1,132,499
	県支出金	4,144,983	3,999,855	145,128
	財産収入	87,861	58,953	28,908
	寄付金	700,002	500,002	200,000
	繰入金	1,336,190	732,684	603,506
	繰越金	1	1	0
	諸収入	1,059,204	1,081,583	△ 22,379
	市債	3,006,960	3,527,640	△ 520,680
その他	35,404	35,939	△ 535	
合 計		52,650,000	49,720,000	2,930,000
歳 出	議会費	333,972	332,340	1,632
	総務費	5,109,009	4,707,574	401,435
	民生費	22,030,531	21,106,270	924,261
	衛生費	4,209,521	3,638,173	571,348
	農林水産業費	648,163	590,933	57,230
	商工費	1,056,387	851,394	204,993
	土木費	6,027,877	5,728,932	298,945
	消防費	1,881,037	1,911,348	△ 30,311
	教育費	5,129,669	4,722,479	407,190
	公債費	6,153,807	6,060,517	93,290
	災害復旧費	27	40	△ 13
	予備費	70,000	70,000	0
合 計		52,650,000	49,720,000	2,930,000

【補正予算 1件】＜新型コロナウイルス感染症対策関係＞

1 議案第22号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第15回）

☆予算総括表

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	57,589,587	133,826	57,723,413
合計（全会計）	98,715,615	133,826	98,849,441

一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）

区分	補正前	補正額	補正後
歳入			
国庫支出金	13,888,363	127,406	14,015,769
繰入金	658,053	6,420	664,473
合計	57,589,587	133,826	57,723,413
歳出			
衛生費	4,268,332	133,826	4,402,158
合計	57,589,587	133,826	57,723,413

令和3年度第15回補正予算(令和4年第1回定例会 先議) 概要

一般会計

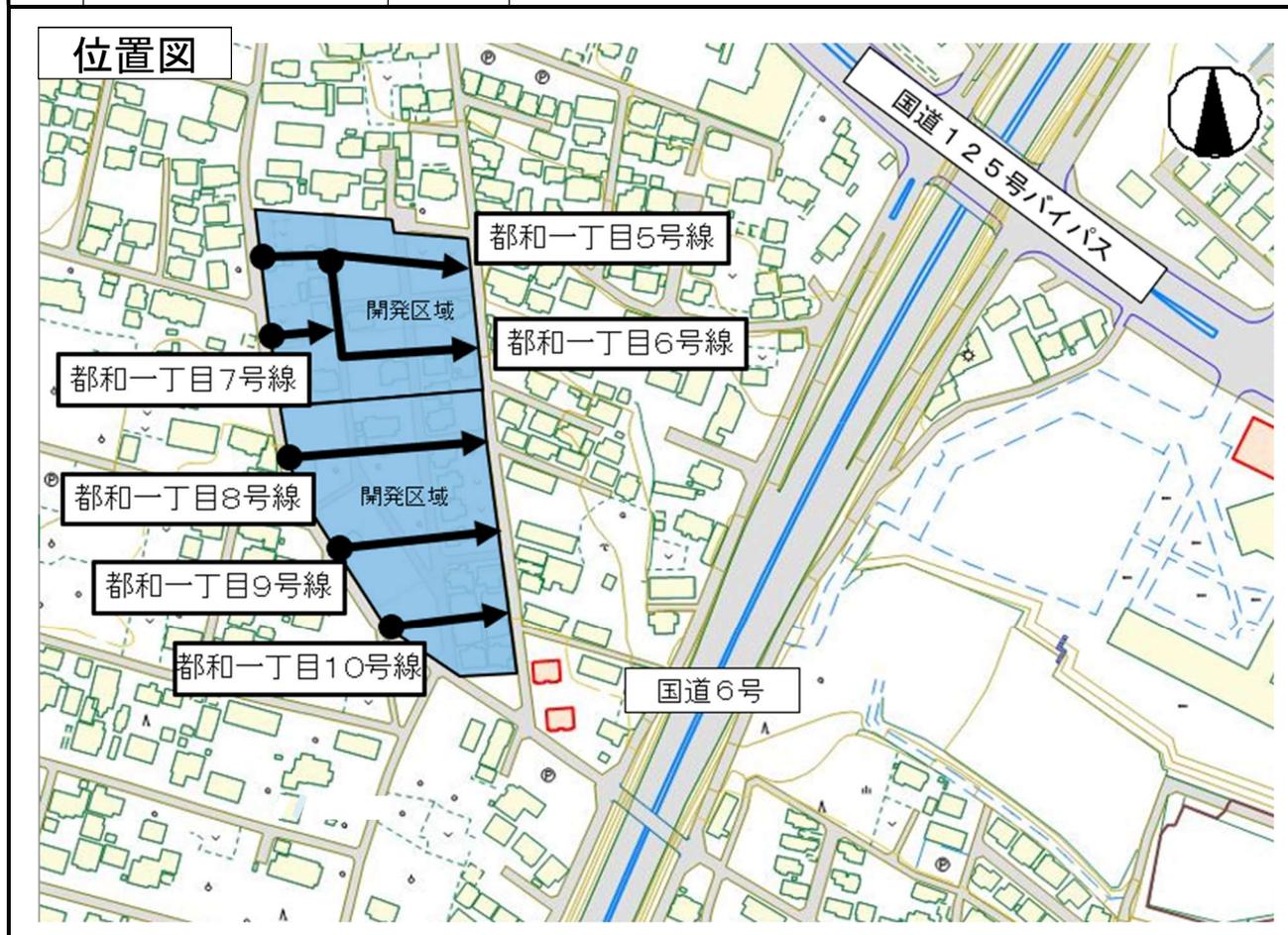
（単位：千円）

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考	
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源		
4	衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	6,420				6,420	予防費関係新型コロナウイルス対策事業（健康増進課） 6,420 ・市内在住の自宅療養中のコロナ感染者と同居家族などで支援を希望する方に、食糧や衛生用品を無料配布するための消耗品の増 消耗品費 6,420千円
				28,857	28,857			0	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（健康増進課） 28,857 ・ワクチンの3回目接種の前倒しや小児への接種開始に係る接種体制経費の増 報酬 53千円 需用費 7,011千円 役務費 14,021千円 委託料 2,535千円 使用料及び賃借料 1,320千円 備品購入費 3,917千円 【歳入】 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金（国庫支出金） 28,857千円
				98,549	98,549			0	新型コロナウイルスワクチン接種事業（健康増進課） 98,549 ・小児へのワクチン接種実施や職域接種の時間外・休日加算に係る委託料の増 委託料 98,391千円 ・ワクチン接種に伴う健康被害に係る給付金の増 補助金 158千円 【歳入】 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 98,391千円 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 158千円（国庫支出金）
歳出合計				133,826	127,406	0	0	6,420	一般財源 6,420 ●財政調整基金繰入金 6,420千円

【市道の認定等 2件】

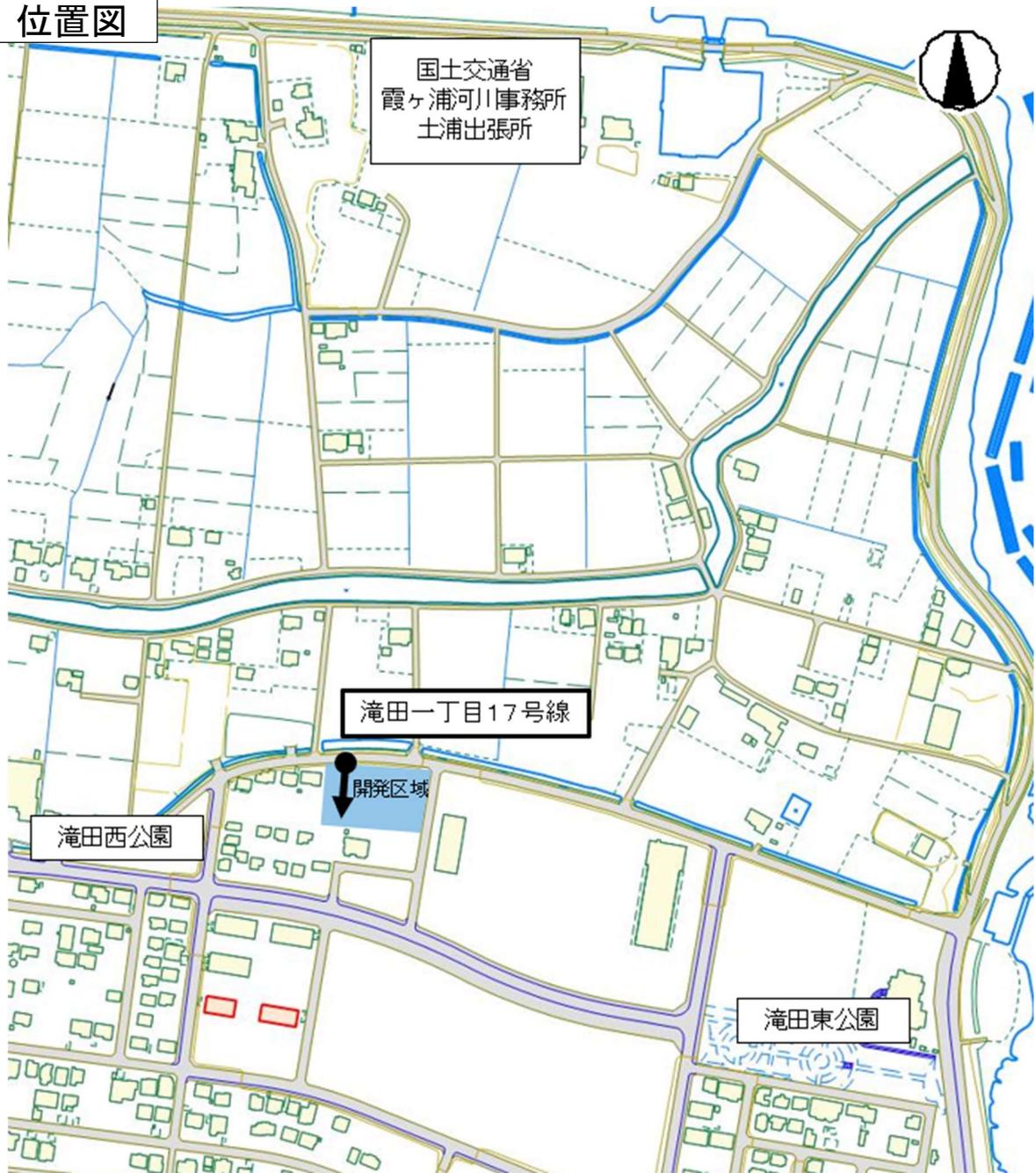
1 議案第23号 市道の路線の認定について

1	都和一丁目5号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	87.02m
		幅員	6.00m
2	都和一丁目6号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	113.60m
		幅員	6.00m
3	都和一丁目7号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	26.82m
		幅員	6.00m
4	都和一丁目8号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	81.48m
		幅員	6.00m
5	都和一丁目9号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	69.37m
		幅員	6.00m
6	都和一丁目10号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	49.35m
		幅員	6.00m



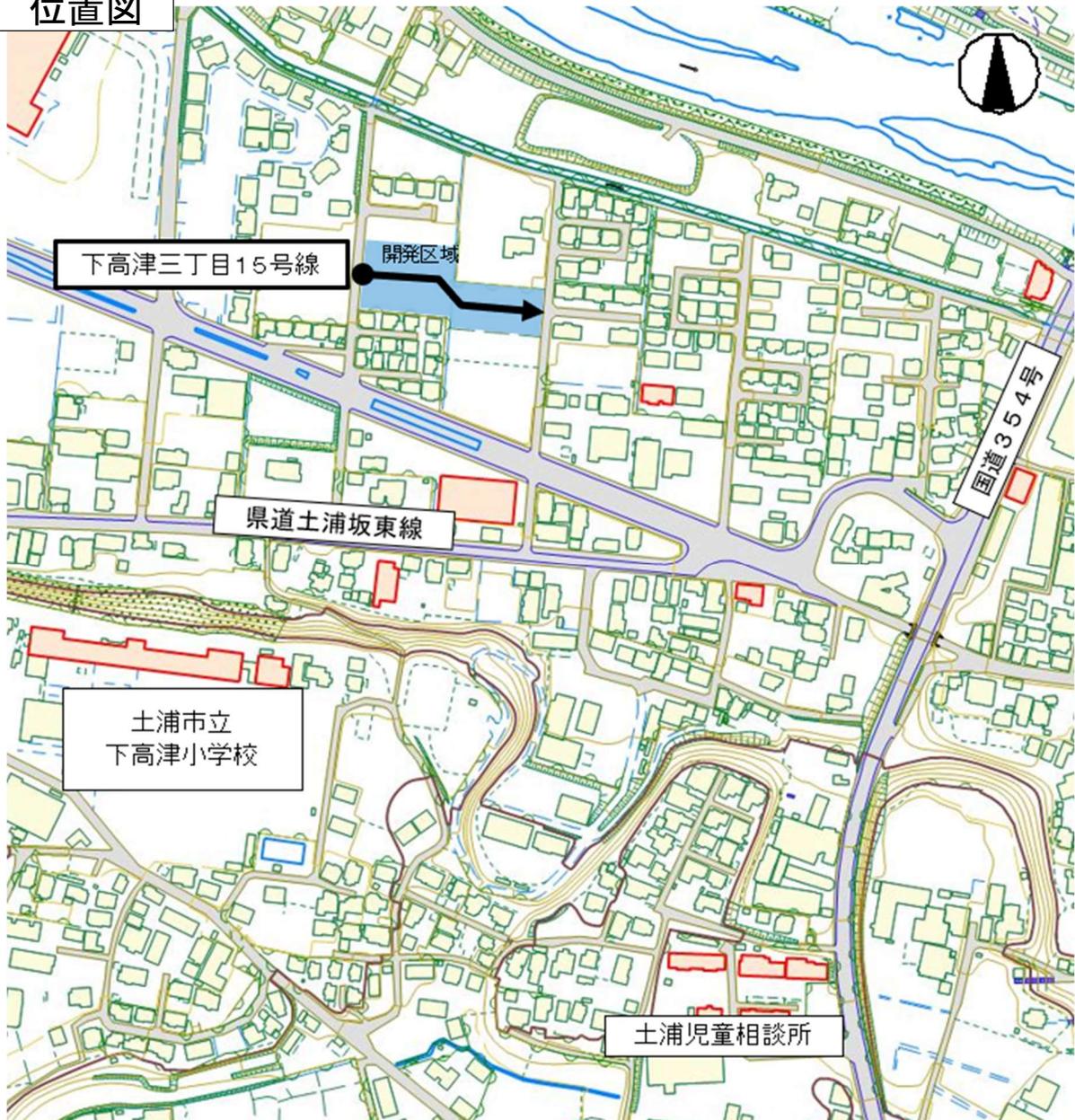
7	滝田一丁目17号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	36.23m
		幅員	6.00~9.00m

位置図



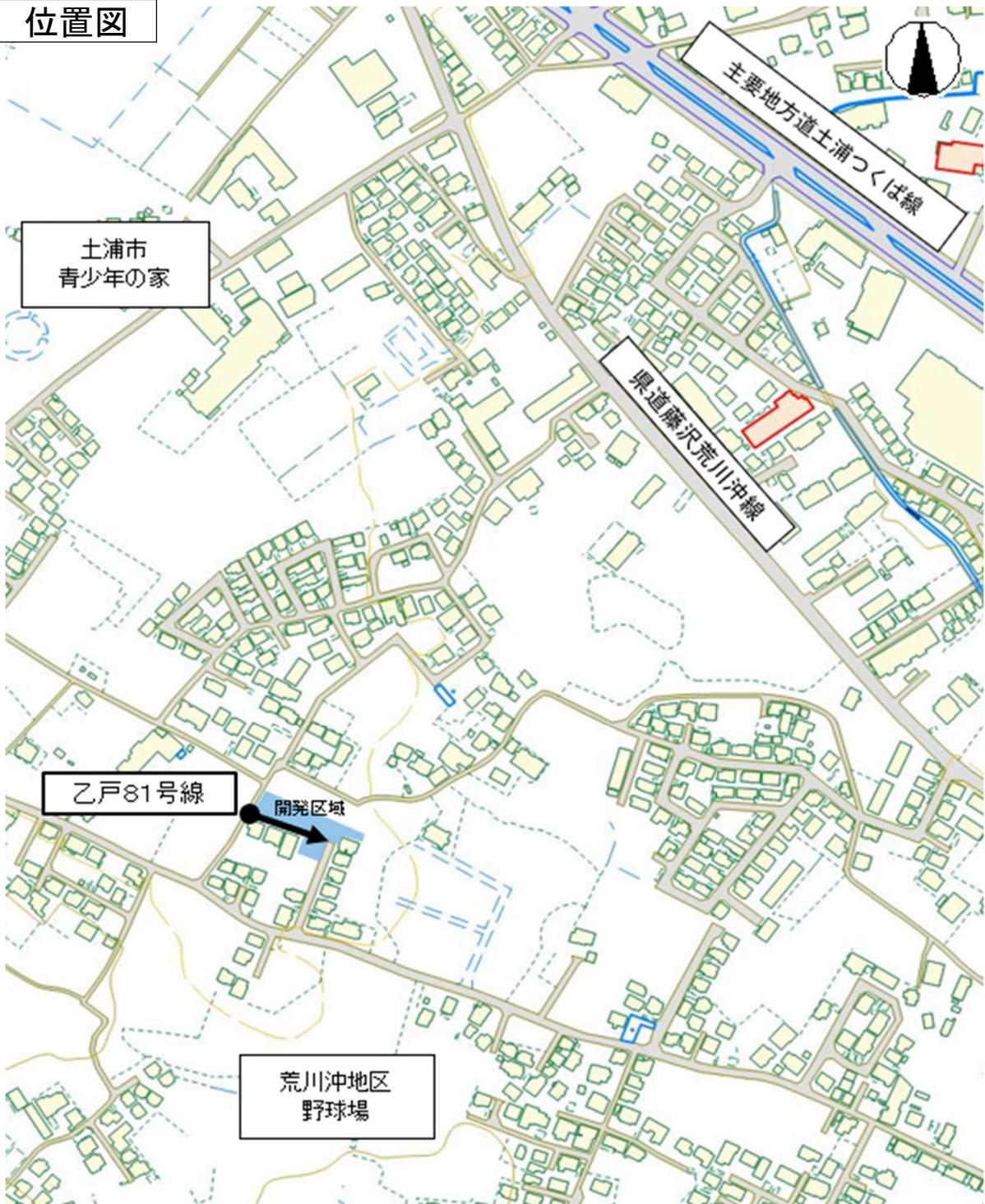
8	下高津三丁目15号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	117.56m
		幅員	6.00m

位置図



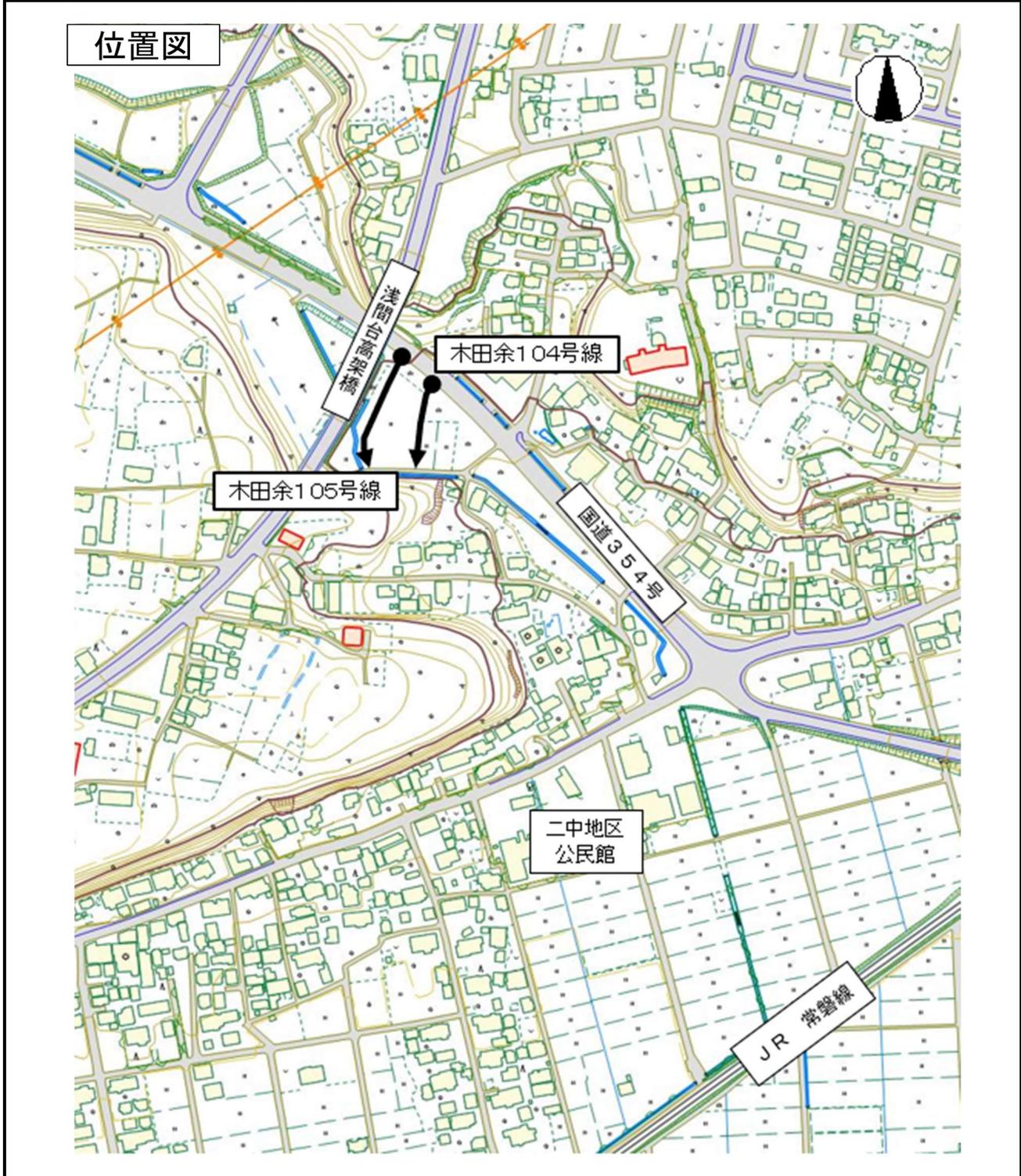
9	乙戸 81 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	52.92m
		幅員	6.00~10.00m

位置図



2 議案第24号 市道の路線の廃止について

1	木田余 104 号線	概要	隣接地所有者への払下げに伴う廃止
		延長	73.37m
		幅員	1.00～1.10m
2	木田余 105 号線	概要	隣接地所有者への払下げに伴う廃止
		延長	96.33m
		幅員	1.50～3.75m



【市の境界変更等 2件】

- 1 議案第25号 市の境界変更について
- 2 議案第26号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

【参考】 地方自治法

[市町村の廃置分合及び境界変更]

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

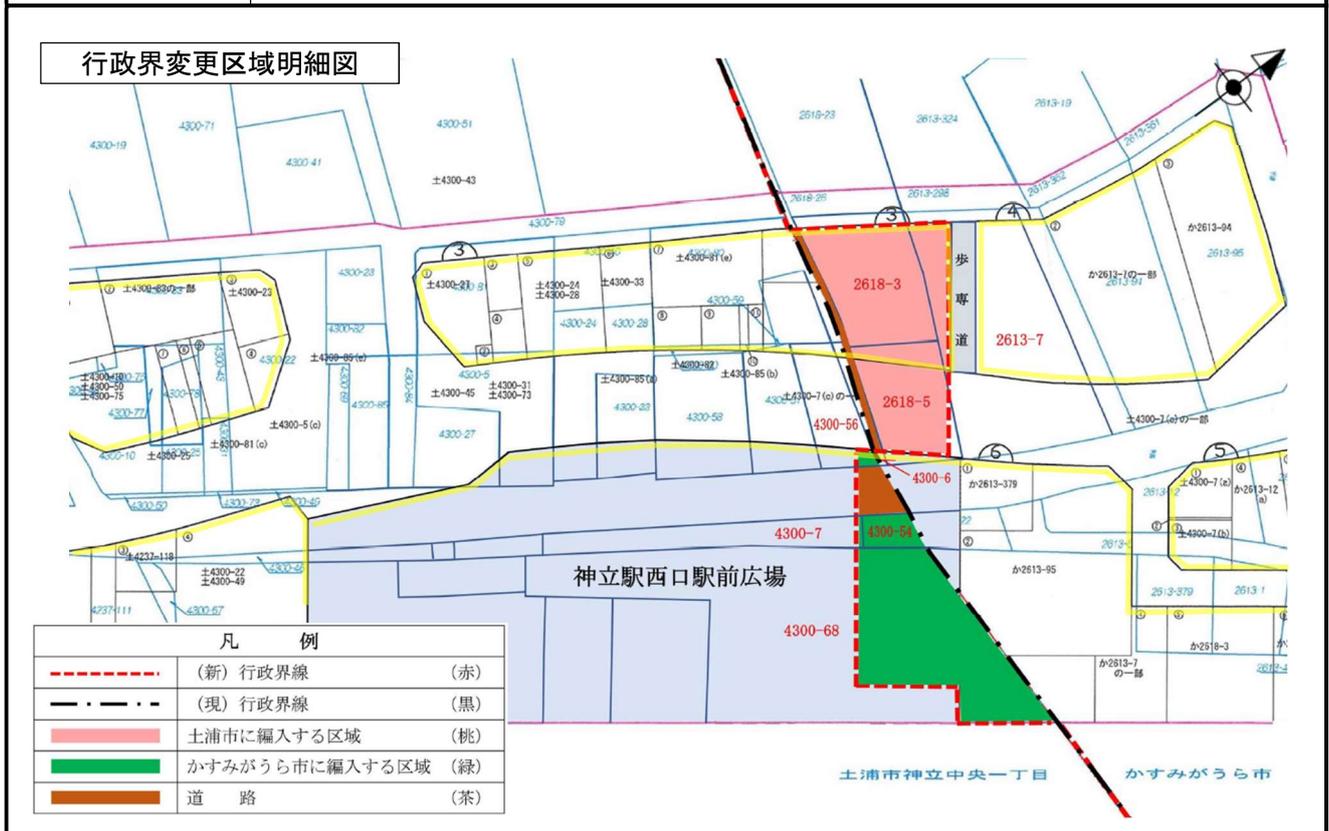
5 第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

6 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

《境界変更の理由》 神立駅西口地区土地区画整理事業により、従来の地形が変更されることから、当該事業により造成された区画に合わせた行政界に変更することにより、住民の利便性や行政サービスの向上を図る。

《境界変更及び境界変更に伴う財産処分の内容》

境界変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 土浦市に編入する区域 かすみがうら市稲吉二丁目 2613 の 7 の一部、2618 の 3 の一部、2618 の 5 の一部及びこれらの地域に隣接する道路である公有地の全部 ● かすみがうら市に編入する区域 土浦市神立中央一丁目 4300 の 6 の一部、4300 の 7 の一部、4300 の 54、4300 の 56 の一部、4300 の 68 の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
境界変更に伴う財産処分の内容	かすみがうら市稲吉二丁目 2613 の 7 の一部、2618 の 3 の一部、2618 の 5 の一部及びこれらの地域に隣接する道路である公有地の全部は、境界変更にかかわらず従前のとおりかすみがうら市が所有する。



令和4年第1回市議会定例会追加議案

【補正予算 6件】

- 1 議案第27号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第16回）
- 2 議案第28号 令和3年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第29号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 4 議案第30号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 5 議案第31号 令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）
- 6 議案第32号 令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）

☆予算総括表

（単位：千円）

会 計 別	補正前	補正額	補正後
一般会計	57,723,413	2,766,146	60,489,559
特別会計計	41,126,028	310,731	41,436,759
駐車場事業	132,293	8,356	140,649
国民健康保険	14,292,947	222,646	14,515,593
後期高齢者医療	2,073,536	68,477	2,142,013
介護保険	12,175,124	8,468	12,183,592
水道事業	4,622,341	2,784	4,625,125
合 計（全会計）	98,849,441	3,076,877	101,926,318

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳 入	市税	21,556,275	762,713	22,318,988
	地方譲与税	479,307	19,497	498,804
	各県税交付金	3,651,591	243,171	3,894,762
	地方特例交付金	438,847	△ 16,229	422,618
	地方交付税	3,859,376	1,002,237	4,861,613
	分担金及び負担金	376,314	3,112	379,426
	使用料及び手数料	1,341,642	△ 1,957	1,339,685
	国庫支出金	14,015,769	425,952	14,441,721
	県支出金	4,106,868	8,376	4,115,244
	財産収入	76,219	1,567	77,786
	寄付金	1,019,285	21,761	1,041,046
	繰入金	664,473	△ 347,379	317,094
	諸収入	1,081,999	129,525	1,211,524
	市債	3,725,440	513,800	4,239,240
合 計		57,723,413	2,766,146	60,489,559
歳 出	議会費	333,281	△ 9,321	323,960
	総務費	5,734,092	505,743	6,239,835
	民生費	26,102,249	263,101	26,365,350
	衛生費	4,402,158	△ 38,505	4,363,653
	農林水産業費	597,601	△ 48,965	548,636
	商工費	1,687,276	△ 4,386	1,682,890
	土木費	5,979,016	△ 135,581	5,843,435
	消防費	1,946,340	△ 23,132	1,923,208
	教育費	4,807,279	1,405,822	6,213,101
	公債費	6,060,517	851,822	6,912,339
	災害復旧費	3,604	△ 452	3,152
合 計		57,723,413	2,766,146	60,489,559

主な補正予算の内容

- 【歳入】 市税 762,713
 法人事業税交付金 139,359
 地方消費税交付金 117,684
 地方交付税 1,002,237
 国庫支出金 425,952
 市債 513,800
- 【歳出】 小学校長寿命化改良事業 407,201
 中学校長寿命化改良事業 335,244
 新治運動公園整備修繕事業 375,867
 障害者自立支援給付費支給事業 102,389
 公債費 851,822

令和4年第1回市議会定例会最終日追加議案

【人事 2件】（最終日：追加議案）

1 議案第33号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

【参考】 地方公務員法

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議案第34号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和4年第1回市議会定例会 諮問

【人事 1件】（最終日提出）

1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

【参考】

人権擁護委員の構成等

- (1) 委員数 10名
- (2) 委 嘱 市長が推薦し、法務大臣が委嘱
- (3) 任 期 3年間

候補者の年齢制限

法務省において、人権擁護委員活動の活性化を図る観点から、運用基準を定めている。

- ・新任 ⇒ 68歳以下の者
 - ・再任 ⇒ 75歳未満の者
- （年令の基準日：市町村長が法務大臣に対して候補者を推薦するとき）